



2016年 3月 17日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



2015年度成年後見支援センター主催講座報告

「やさしい任意後見活用講座・個別相談会」

～自分の将来は自分がきめる～

日時：11月14日(土) 13:30～15:00 (任意後見活用講座)

15:10～16:00 (個別相談会)

場所：茅ヶ崎市勤労市民会館 6階 A研修室

対象：茅ヶ崎市在住在勤の方

当日の会場には初めてこの制度について聞きに来られた方、現在任意後見人をされている方などが来られ、話し手の説明に真剣な表情で聞き入っている姿が印象的でした。この制度は成年後見制度のキーワードである、「自己決定の尊重」を理念としています。判断能力がある内に自分の将来を託す人(任意後見人)を決め、公証役場で公証人立ち会いのもと任意後見人候補者と依頼する当事者と契約をします。任意後見人は当事者が判断能力を失った時、その人の人生を、その人らしく、穏やかに、平穏無事に生活出来るようにサポート役に徹します。任意後見人の不正を防ぐ為、家庭裁判所より任命された任意後見監督人が付き任意後見人の業務を報告する事になっています。当日は松浪人形劇サークルによる人形劇もあり、和やかな雰囲気になりました。

茅ヶ崎市委託事業になり5年目を迎える事ができました。これからも「敷居は低く、間口は広く、奥行きは深く」をモットーに当センターを利用した方から相談して良かったと思われるようなセンターを目指していきます。



感想カード抜粋

- 76歳の独居老人なのでそろそろ「任意後見制度」を検討する必要性を感じました、成年後見支援センターへ相談したいと思います。
- 手続きや費用面での詳しい説明が聞けたのでとても勉強になりました。
- 事例を交えながら、具体的に説明していただきわかり易かったです。有難うございました。
- 任意後見の流れが良く理解できました。
- …講演時間の長さからすると、かけ足の印象になったのが残念でした。
- むずかしかった。

* 任意後見手続きの流れ *

任意後見人を誰にするか自分で決める



任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)と、将来、判断能力が低下してきた時に任意後見人にどんなことを頼みたいか話し合っ

公証役場で公正証書の契約書を作成

判断能力の低下



判断能力の低下は、医師の診断書により、家庭裁判所が判断する。

任意後見監督人の選任申し立てを家庭裁判所にする



任意後見監督人は、申立人の請求により家庭裁判所が選任する。
<申立人> 本人・配偶者・4親等以内の親族・任意後見受任者

任意後見監督人が選任される



任意後見契約の効力が発生

任意後見人の仕事の開始



本人の死亡、任意後見契約の解除など

任意後見契約の終了



* 平塚市成年後見利用支援センター訪問記 *

平成27年8月19日(水)平塚市成年後見利用支援センターを見学しました。同センターは、平塚市が平成26年9月15日に設置。事業運営は市の監督下、平塚市社会福祉協議会が受託して行っています。

常勤2名と数名のスタッフ体制で、成年後見相談を平成27年2月までの半年間に電話173件、来訪72件に対応。その他、土曜日の来訪相談や弁護士による専門相談等への取組み、2か月に1回の受任調整・企画運営会議、月に2回程度のペースで出張講座等の啓発活動などの多様な活動を展開しています。また、市民後見人養成講座の基礎講座を修了された方の、実践研修も請け負い、平成26年度は8日間の研修対応を行っていました。修了された方で申し込みのあった方は平塚市社会福祉協議会の法人後見の後見活動支援員(後見サポーター)として、実際の後見活動に携わっています。

平塚市社会福祉協議会では日常生活自立支援事業や法人後見事業を積極的に取り組んでおり、平成27年8月現在での法人後見受任件数は19名、業務のシステム化を図り、9名の職員で対応しています。

* 茅ヶ崎市市民後見人養成あり方検討会 *

認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。こうした成年後見制度の需要に対応するためには、専門職後見人だけではなく、市民後見人を含めた支援体制を構築する必要があります。市民後見人とは「弁護士や司法書士等の資格は持たないものの、社会貢献の意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身につけた良質の第三者後見人」と日本成年後見法学会報告書では整理されています。

神奈川県内では上記の平塚市のように市社会福祉協議会の中で後見活動支援員として活動する形態、横須賀市のように専門職と役割分担して受任する形態、横浜市のように市民後見人単独で受任する形態とその活動の仕方は様々です。

茅ヶ崎市でも今年度、市民後見人養成あり方検討会が開催されています。茅ヶ崎市の高齢福祉介護課、障害福祉課、保健福祉課が中心になり、横浜弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、茅ヶ崎医師会、地域包括支援センター、相談支援事業所連絡会、市社会福祉協議会の各代表者が集まり、神奈川県や県社会福祉協議会、茅ヶ崎市保健福祉事務所もオブザーバーに入っています。検討会では成年後見制度に関わるそれぞれの機関の立場から、市民後見養成に関する意見を述べ合い情報交換を行なっています。茅ヶ崎市ならではの市民後見人の養成に向けて、茅ヶ崎市も動き始めました。

当NPO法人も検討会に参加しています。本人のWISHを大切にしながら、地域生活をネットワークの一員として寄り添って支えていく市民後見人が誕生することを望んでいます。



* 出 前 ミ ニ 講 座 報 告 *

< 湘南地域就労援助センター >



平成27年11月13日午後6時30分～湘南地域就労支援センター、湘南障がい者福祉センターの利用者の皆様34名を対象に成年後見制度についての出前ミニ講座を実施しました。

講座は、予め実施しておいた成年後見制度に関するアンケートに添って進めました。

当日は遅い開演にもかかわらず、仕事を終えた利用者の皆様が並んで待っていて下さり、ノートに記録を取り、疑問点はその都度質問が出るなど、熱気に溢れていました。

親御さんが亡くなった後の自分自身の生活のこと、相続のことなどの質問も数多く受けました。

ご本人のことゆえ真剣そのものでした。ご本人向けの講座を開催することの大切さを痛切に感じました。

* 法人後見担当者養成研修 *

平成27年11月24日、神奈川県社会福祉協議会主催の法人後見担当者養成研修会に参加しました。午前は、弁護士鈴木洋平氏が講師で後見相談への対応「相続について」でした。鈴木弁護士の講義は、参加者名簿から所属団体名を呼び上げたうえ、指名して回答させるという緊張感あふれる研修会でした。筆者も質問に回答することができホットしました。

講義で寄与分に関する興味深い判例が紹介されました。とくに家庭裁判所の遺産分割に関する審判のなかで、親の介護をした相続人に寄与分を認めた判例は、皆さんも知っていてよいと思います。

午後は、日常生活自立支援事業現任者研修・権利擁護ネットワーク形成支援事業研修・法人後見担当者養成研修の合同開催で、「事例で深める権利擁護相談～困難事例と向き合うためのヒント～」でした。「養護者に障害の疑いがあり、虐待が疑われる複合課題世帯」の相談事例を基に、弁護士千木良正氏と社会福祉士小野田潤氏が講師を務めました。後半は、グループワークを行い終了しました。



編集後記

- ・新しい出会いが始まる春の気配(C)
- ・相談室には春の陽が射し込んでます(Y)
- ・親亡き後の自分の成年後見って何?(N)
- ・平穏無事な1日を通けましょう!(T)
- ・任意後見契約は十分に時間をかけて(S)
- ・共に生きる未来は思いやりの心から(H)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX： 0467-85-6660

月・水・金の10:00～17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約

